

4. 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）

D-0

保健福祉総合計画の計画的推進

計画の目標、目指す姿、理念

制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で互いに支えあい、助け合いながら、安全・安心な生活を送れるような地域づくりを目指し、保健福祉総合計画の計画的な推進を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
保健福祉総合計画の達成率（平成 24 年度～28 年度）	—	80% (28 年度)

施策 48 地域福祉の推進

現況と課題

地域福祉を推進していく上での主役は、地域に暮らす市民一人ひとりであり、行政の取組に加えて、地域住民との協働や市民同士のネットワークの強化、ボランティア団体やNPO団体などとの連携が不可欠で課題ともなっています。

福祉活動の拠点である福祉会館については、将来を見据え基本理念に基づく福祉の拠点として整備する必要があります。

福祉サービス苦情調整委員制度は、市が行っている福祉サービスについての苦情等の申し立てがあった場合に、是正勧告を行い苦情等の解決に努めるものであり、制度を広く周知していますが、取扱い件数はほぼ変わらない状況となっています。

民生委員・児童委員においては、高齢者や子どもの見守り等で、行政機関につなぐなど問題解決に努めるよう協力していますが、近年の少子高齢社会における複雑化した相談の増加により、対応に苦慮しています。

地域福祉の中核として位置付けられている社会福祉協議会は、ボランティアの養成や支援、また権利擁護センターの開設、更に高齢者の交流会の実施等に努めていますが、市との更なる連携強化については、今後の課題となります。

さらに、福祉に関する人材育成として、地域福祉ファシリテーター養成講座を実施しています。自ら住む地域を大切に思い、福祉に貢献する意欲のある市民を対象に実施していますが、修了生のフォローアップや講座の周知が課題となっています。

このほか、災害時避難行動要支援者対策として、町会・自治会との連携が重要となるため、要支援者を地域で支える支援体制作りを確立し、広げていく必要があります。

施策の方向性

基本理念に基づく「(仮称) 新福祉会館」の整備、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により、総合的な地域福祉の推進を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
(仮称) 新福祉会館の整備	—	整備

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域の福祉活動の拠点整備	推進	→	→	整備	

主な取組

(1) 総合的な地域福祉の推進

- ・誰もが安心して住みなれた地域で暮らせるよう、様々な福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援の充実や権利擁護の推進、情報提供体制の充実などを図ります。
- ・あらゆる福祉サービスの苦情・意見を受け付けられる福祉オンブズマン制度の活用により、福祉サービスの総合的・横断的な改善を図ります。

(2) 地域の福祉活動の推進

- ・地域の福祉活動の拠点として（仮称）新福祉会館の整備を図ります。
- ・社会福祉協議会などの活動を支援するとともに、民生委員・児童委員やNPOなどの各種団体とも連携・協働して、各種の福祉活動を推進します。
- ・地域福祉を担う人材を育成するため、研修等の充実を図ります。
- ・災害時要配慮者、避難行動要支援者情報を適切に把握、管理し、日頃からの見守りと災害時緊急事態における支援体制の充実を図ります。
- ・地域福祉の取組などについて、市報やホームページなどを活用し、情報の共有化を図ります。

施策 49 低所得者・生活困窮者等福祉の充実

現況と課題

私たちの住む小金井市では、これまで、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対し、住宅手当を支給し就労支援を行ってきました。また、生活保護受給者へ、就労支援員の活用、ハローワークとの連携等により、経済的な自立を図ることを目的に、就労意欲の喚起等を含めたきめ細かな就労支援を行ってきました。

しかし、国内の生活保護受給者数は平成 23 年 7 月に過去最高を更新して以降増加傾向にあり、小金井市においても平成 21 年度と平成 25 年度を比較すると、被保護者数は 136.9%、被保護世帯は 147.8% 増加しています。平成 25 年度には近年で最も多くの被保護者に対し就労支援を実施しましたが、厚生労働省において、現状の生活困窮者支援については、早期に支援につなぐ仕組みの欠如といった課題等が指摘されています。

今後は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、平成 27 年度に設置した自立相談サポートセンターにおいて一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成や関係機関との連携により課題解決に向けた支援を行うとともに、自立相談サポートセンターについて幅広い周知に努めていく必要があります。

施策の方向性

生活困窮者の抱えている課題・ニーズを分析・把握し、自立相談サポートセンターや関係機関との連絡調整を図りながら、計画的・包括的な支援を推進します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
生活困窮者（相談者）の相談件数	—	240 件

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給	充実	→	→	→	→

主な取組

(1)暮らしの支援

- ・生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる支援を推進します。
- ・失業などにより収入や住居を失った人、その危険性のある人の生活の自立に向けた相談・支援体制を充実します。また、社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金・緊急福祉資金貸付制度、相談業務の充実を図ります。
- ・地域や福祉施策とのつながりを持てていない人への相談・支援体制の充実を図ります。

(2)生活の保障

- ・全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活保護制度に基づいて適切な支援を行うとともに、就労支援などの自立支援を推進します。
- ・国・東京都に対し、社会経済情勢の変化や地域の生活実態をふまえた柔軟な保護制度の整備・充実を要請します。

施策 50 高齢者の生きがいの場づくり

現況と課題

私たちの住む小金井市では、高齢者の生きがいの場づくりとして、高齢者が経験や知識、働く意欲を生かした就労の場を提供するとともに、社会奉仕の活動も積極的に行なっているシルバー人材センターへの支援や、生きがいづくりの活動を行う老人クラブへの補助、また、高齢者いきいき活動推進活動事業を行っています。

小金井市では、現在、5人に1人が65歳以上の高齢者であり、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年度（2025年度）には、更に高齢者の割合が増加することが予測されます。

今後も、高齢者が心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるよう高齢者の居場所をつくり、地域の様々な活動に参加しやすいよう、社会参加の環境や条件を整えていくことが求められています。また、高齢者を地域活性化に貢献する人材として活躍の場づくりを進めることが課題となっています。

施策の方向性

元気な高齢者自らが生きがいを持ち、社会に積極的に参加できるよう、活躍の場の拡充や世代間交流の促進を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成26年	平成32年
高齢者いきいき活動講座参加率	81%	100%

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
高齢者いきいき活動の推進	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 活躍の場の拡充

- ・シルバー人材センターを紹介し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労の機会の拡充を図ります。
- ・高齢者の能力や知識・経験をいかした就労の場として、シルバー人材センターの活動拠点の整備を図ります。
- ・高齢者が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティアを求めている団体などの情報提供の充実を図ります。

(2) 世代間交流の促進

- ・高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として、放課後子ども教室など、他世代とともに活動できる様々な場と機会の充実を図ります。

(3) 高齢者の生きがいづくり

- ・老人クラブ（悠友クラブ）への助成等を通じた活動の支援の他、地域に根差した高齢者の生きがい活動を支援し、活性化を図ります。
- ・高齢者の健康増進と仲間づくりを進めるため、市民農園との調整を図りながら、高齢者（いきいき）農園事業を継続します。

施策 51 高齢者の生活支援

現況と課題

高齢者福祉の更なる充実は変わらず強く求められています。

私たちの住む小金井市には、北東部、北西部、南東部、南西部の4か所の地域に、地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活を総合的に支えていくため、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支援を実施しており、地域の高齢者や家族への総合相談窓口として浸透しています。それに伴い、地域包括支援センターへ多様な機能が求められます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）を見据えた介護保険制度改革改正においても、地域包括支援センター機能の充実がうたわれています。今後は、機能の充実のため、体制整備が必要となります。

また、高齢化が一層進む中で、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯は増加すると見込まれます。高齢者の権利が侵害されないような援護体制を整備していくことが求められます。さらに、急増が予測される認知症高齢者対策として、地域で認知症高齢者やその家族を支えていくため、疾患への理解と対応、早期発見治療につなげるシステムづくりや地域全体で認知症高齢者と家族を支援する総合的な体制づくりが課題となっています。

施策の方向性

高齢者の安心・生活支援のため、身近な場所での相談体制及び関わりの必要な高齢者、介護者家族等への支援体制や、ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯への見守り体制の充実、関係諸機関や地域とのネットワーク整備を推進します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成26年	平成32年
認知症サポーター数	3,031人	5,000人

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症高齢者の支援	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 関わりの必要な高齢者支援体制の充実

- ・要支援者などの総合事業対象者に対して、自立支援や日常生活支援等のサービスの円滑な提供を図ります。また、食の自立支援事業、高齢者見守り支援事業等、高齢者支援体制の観点からもサービスの充実に努めます。
- ・ひとり暮らし高齢者などの安心・安全を確保するため、地域で活動している民生委員や社会福祉協議会などとの連携を深め、地域の情報が共有できる仕組みづくりを推進します。

(2) 認知症高齢者の支援

- ・早期の発見・判断対応から始まる継続的な地域支援の体制づくりや地域住民全体に認知症に関する正しい知識と理解が浸透するよう情報を提供します。

(3) 地域包括支援センターの活動の推進

- ・地域包括支援センターを地域の高齢者的心身の健康の保持、医療・保健・福祉の向上、介護予防の推進、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う拠点として、充実を図ります。

(4) 関係諸機関とのネットワークの整備・充実

- ・市内を中央線と小金井街道を基に北東部、北西部、南東部、南西部の4つの日常生活圏域に分け、各種サービスの基盤を整備します。
- ・日常生活圏域ごとの地域包括支援センターを中心に地域を含めた関係機関が連携をとり地域の課題について情報共有し、ネットワーク体制を整備します。
- ・高齢者の虐待防止対応、成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護を適切に行うため、権利擁護センターなどの関係機関との連携協力体制を整備します。

(5) 国民年金の窓口・相談体制の充実

- ・日本年金機構と連携しつつ、安心して年金を受けられるようにするため、国民年金の窓口・相談体制の充実を図ります。

施策 52 介護予防事業の充実

現況と課題

全国的に 65 歳以上の高齢者が全人口の約 4 人に 1 人の割合に達し、小金井市においても更に高齢化が進むと見込まれます。

こうした状況の中で、介護保険料負担の上昇を抑えつつ、必要な人に必要な福祉サービスを提供する体制を維持し続けるためには、福祉サービス提供の重点化、効率化を推進するとともに、できるだけ介護が必要な状態にならないよう健康状態を維持、向上するため、介護予防の取組について更なる推進が求められています。

施策の方向性

高齢者が健康寿命を延ばし、自立した生活を続けられるよう、高齢者自身が主体となって参加、運営を行う介護予防活動を支援し、活動の拡大や充実を図ります。また、孤立した高齢者を作らないように、参加しやすい環境づくりに努めます。

介護保険制度改正に伴い、全国一律にサービス提供されていた事業を見直し、介護予防・日常生活支援総合事業として再構築します。

利用者の個別性に対応し効果的な介護予防を行うため、これまでの事業の見直しとともに多様なサービスの整備を進めます。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
小金井さくら体操の参加者数	400 人	750 人

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護予防事業プログラムの充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 健康生活づくりの推進

- ・加齢による身体機能や生活機能の低下を防止し、認知症などの予防と早期発見及び健康づくりのため、かかりつけ医との連携の強化及び地域包括支援センターに認知症地域支援員を配置することで相談事業の充実を図ります。
- ・介護予防策の一環として「小金井さくら体操」（小金井市介護予防体操）を充実し、地域で取り組む介護予防の充実を推進します。

(2) 地域支援事業の推進

- ・要支援高齢者などを対象に、介護予防と生活支援サービスを、対象者の必要性に応じて適切に組み合わせて実施する介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

施策 53 介護保険事業の充実

現況と課題

平成 27 年度の介護保険制度改正では、費用負担の公平化等に関する事項が見直しされ、地域包括ケアシステムの構築と併せ、今後の介護保険制度の持続可能性を高めるものとなっています。

介護保険制度のもと、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）を見据えた介護保険事業計画の策定が求められ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について具体化することが重要となっています。

小金井市では、高齢者のニーズに合った介護サービスの基盤整備や、介護サービスの最新情報等、情報提供を行い、介護保険事業の充実に努めていますが、要介護認定者は増加傾向にあり、それに伴い給付費の増加が見込まれます。適切なサービスの確保と費用の効率化がこれまで以上に重要になります。

また、地域ケア会議の開催とともに地域課題の抽出を行っています。今後、地域で暮らす高齢者の増加が見込まれ、高齢者を在宅で介護している家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに孤立しないように地域で支える仕組みが必要です。

認知症対策では医師会・行政・介護事業所との連携会議を開催し、拡大した医療と介護の連携強化は今後も重要となっていきます。

施策の方向性

支援や介護が必要となった高齢者には、状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、様々な種別のサービスを選択可能にし、社会全体で支える体制を整える介護保険事業の充実を図ります。

今後、超高齢社会を迎え、認知症高齢者やひとりぐらし高齢者の増加が見込まれるなかで、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするため地域密着型サービスの充実を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
地域密着型サービス事業所数 ※	28 か所	56 か所

※ 住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを受けながら生活を継続できるように設けられているサービスの枠組み。平成 28 年度から小規模の通所介護事業者が地域密着型サービス事業所へ移行。

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域に密着したサービスの基盤整備	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 介護・介護予防サービスの充実

- ・高齢者のニーズにあった介護サービスの基盤整備や情報の提供に努めます。
- ・身近な日常生活圏域に、地域に密着したサービスの基盤を整備するよう努めます。
- ・予防重視型システムを基本とする介護保険事業を推進し、効果的な介護予防サービスを提供します。
- ・市民、サービス事業者、学識経験者で構成する介護保険運営協議会を充実し、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。
- ・やすらぎ支援事業やショートステイなど、介護をしている家族の負担を軽減するための事業・サービスの充実を図ります。
- ・地域包括支援センターが中心となり、多職種の連携による介護予防・生活支援・地域課題抽出のための地域ケア会議を進めます。

D-0	「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の計画的推進
-----	---

計画の目標、目指す姿、理念

家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、のびゆくこどもプラン 小金井の計画的な推進を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
のびゆくこどもプラン 小金井の達成率 (平成 27 年度～31 年度)	—	80% (31 年度)

施策 54 子育ち支援

現況と課題

急速な少子化の進行や子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることが重要となってきています。

地域における子どもの居場所は、地域の全ての子どもに配慮していく必要があり、就労家庭に限らず、子どもが遊びや活動を行える安全な場所が必要となっています。

子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっている中で、子どもの活動場所づくり、大人との交流の場作りが必要となっています。

私たちの住む小金井市には、子どもの居場所や交流の場としての児童館や、子どもの遊びと学びの機会としての児童遊園や子供広場がありますが、今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子ども同士、あるいは、子どもと大人が活動することのできる環境や仕組みづくりが課題となっています。

施策の方向性

子どもを虐待や犯罪から守り、子どもの最善の利益を支える地域づくりを子どもとともに進めます。また、子どもが様々な体験と仲間づくりができる場や機会の拡大を図り、子どもの自主性と社会性を育む子育ちを支援します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
児童館数	4 館	5 館

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
一小・南小地区児童館の整備を含めた児童館の在り方の検討	推進	→	→	→	→

主な取組

(1) 子どもの最善の利益を支える

- ・子どもの権利に関する条例の普及をすることにより、子どもの権利が十分に尊重され、子どもの健やかな成長を地域が守っていくことができるよう努めます。
- ・要保護児童対策地域協議会の充実を図り、子どもを虐待から守るための総合的な取組を進めます。
- ・子どもが抱えている様々な問題解決のため、子ども自身が気軽に相談できるよう体制の整備を推進します。

(2) 子どもの豊かな体験と仲間づくりの支援

- ・子どもの豊かな体験づくりに向けて、豊かな自然環境などをいかした遊びと学びの機会づくりを推進します。
- ・子どもの体験事業やボランティア体験など、子どもの自立を育む体験活動の充実を図ります。
- ・子どもの居場所と交流の場を確保するため、児童館の整備等について検討するとともに児童館などの利用時間の延長や施設、事業などの充実を図ります。
- ・小学校の校庭開放や公園の整備などを進め、また、地域の大学との連携も活用し、子どもが安心して集える遊び場の充実を図ります。

施策 55 子育て家庭の支援

現況と課題

平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、164 人となり、待機児童解消の取組によって、前年度より減少しています。

しかし、保育に対する需要は保育ニーズのピークと推計される平成 28 年度に向けて、今後も引き続き増加することが予想され、待機児童解消は喫緊の課題です。

私たちの住む小金井市では、待機児童の解消を図るため、様々な施策をもって保育供給量の拡大を図ってきたところですが、保育需要はそれを上回る状況となっています。

学童保育所では、施設の整備を行い定員の増加や保育環境の向上を図るとともに、保育時間の延長等も行い、子育てを支援する環境の充実に努めてきました。地域における子どもの居場所は、地域の全ての子どもに配慮していく必要があります。就労家庭に限らず、子どもが遊びや活動を行える安全な場所が必要となっています。

全ての子どもや子育て家庭を対象に支援することから、従来の子育て支援とともに様々な支援が求められており、発達支援等子育て相談機能の充実を図り、体制の整備も含め支援の充実が求められています。

施策の方向性

全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、それぞれの育ちに応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することを目指します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
待機児童数	257 人	0 人
母子・父子自立支援プログラムのプログラム策定数 ※	11	維持
障がい児相談支援事業所数	5 か所	7 か所

※ 就労を希望する児童扶養手当受給者等に対し、母子・父子自立支援プログラム策定員がプログラムを策定した数

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育サービスの拡充	拡充	充実	→	→	→
母子・父子自立支援プログラム策定 事業の充実	充実	→	→	→	→
児童発達支援に関する相談支援の拡充	拡充	→	→	→	→

主な取組

(1) 保育サービスの拡充

- ・認可保育所、認証保育所の計画的な拡充を図るとともに、保育室、家庭福祉員の保育環境の充実に努めるとともに、認定こども園を活用し、待機児童解消を図ります。
- ・多様化する保育ニーズへの対応を図るため、保育時間の更なる延長、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育など保育サービスの充実を検討します。また、安全でおいしく栄養バランスの取れた給食及び食育を充実します。
- ・子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保のために、保育園における相談体制、情報提供や人材の育成などの充実を図ります。
- ・地域における子どもの居場所の活用も含めて、学童保育業務の充実を検討します。
- ・育児休業制度の充実や事業者内の保育施設の併設など、職場における子育て環境の整備を事業所に働きかけていきます。

(2) 経済的支援の充実

- ・子育て家庭に対する児童手当・子どもの医療助成費などを継続して給付することにより子どもを産み育てるために必要な経済的負担を軽減する施策を推進します。
- ・ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、各種手当の継続などの支援とともにひとり親家庭の母及び父の就労に向けた支援を充実します。

(3) 相談体制・情報提供などの充実

- ・全ての子育て家庭に向けた情報提供、子育ちや子育てに関する相談体制、ひろば事業、子育ての仲間づくりの場、学習の機会を充実させるための取組をします。
- ・ひとり親家庭や障がい児を抱える家庭など子育ち、子育てに困難を抱える家庭が、安心して子育てができるよう、個々の家庭の状況に応じて、きめ細やかな配慮と支援が受けられるよう努めます。
- ・発達支援など子育て相談機能の充実を図り、子育ちと子育ての支援の充実を図ります。

施策 56 地域の子育ち・子育て環境の充実

現況と課題

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、祖父母世代や地域の住民からの支援や協力を得ることが困難な状況であり、子どもや子育て家庭の孤立化が問題となっていることから、地域全体で子育ち・子育てに取り組むことが必要です。

私たちの住む小金井市では、子ども家庭支援センターが地域の子育ち・子育て支援の中核機関として関係機関との連携を図る他、児童館や保育所等でも地域の子育て家庭の交流の場を提供するとともに、市内の子育て活動団体と小金井市との協働により「小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会」を設立し、地域の子育て、子育ち環境の充実を図ってきました。

引き続き地域が一体となって子育てを支援する体制を整備し、「小金井市で子育てをしたい」という人を増やしていくことが重要です。

施策の方向性

家庭を築き、子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる地域を実現するため、子ども家庭支援センターを始めとした子育て関係機関において地域と子育て家庭の交流の場を充実させるとともに、子どもの健全な育成を図るため安全安心の地域づくりを進めていきます。市内の子育て活動団体の要となっている「小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会」の活動を支える等、地域との連携を強化し、広く地域の支援が届くシステムづくりに取り組んでいきます。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
子育て支援ネットワークの参加団体数	51 団体 44 機関	57 団体 47 機関

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
子育て支援ネットワークの充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 地域の子育ち環境の整備

- ・子どもが地域のおとな、高齢者などと交流できる場の提供や活動に対する支援を推進します。
- ・公共施設や民間施設を利用して、中高生などの青少年のスポーツ活動や音楽活動などの場を確保します。
- ・地域の一員としての中高生の居場所づくりや活動の支援に努めます。
- ・犯罪や非行の誘惑のない、子どもや青少年が健やかに育つことのできる地域環境づくりを推進します。

(2) 地域との連携強化

- ・子育て家庭や子育てグループ、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関など、子育てを支援する地域のネットワークの充実を図ります。
- ・子育てや青少年の健全育成を目指すN P Oや市民団体の活動を積極的に広報するなど支援し、活動への市民の利用及びボランティアとして参加を促進します。

施策 57 ノーマライゼーションの推進

現況と課題

小金井市の障がい福祉に関するビジョンとして、地域に住む全ての人が住みやすく暮らしやすい、また社会的排除や孤立がない社会を築いていくため、障がいのある人もない人も、誰もが互いに理解し交流できる意識づくりの推進を掲げています。

特に、ノーマライゼーションの理念を広く周知するため、講座や研修を実施し、近年では、高次脳機能障がいや、自殺防止に関するテーマで啓発に努めています。

就労支援においては、「障害者就労支援センター（エンジョイワーク・こころ）」を開設し、障がいのある人の就労全般に関する総合窓口として支援を行っています。利用件数や就労実績は順調に伸びており、特に精神に障がいのある人の利用傾向が高く、近年は発達支援や高次脳機能障がいのような様々な利用申請を受けています。今後は、様々なニーズに幅広く対応していく必要があり、地域に根付いた定着支援を実施していくためにも市内の企業等に障がいのある人の雇用を呼び掛ける等、地域開拓を推進していく必要があります。

さらに、障害者福祉センターにおいては、地域への開放を実施し交流を図り、障がいのある人を対象としたパソコン教室等学習事業にも取り組んでいます。

施策の方向性

障がいのある人が尊厳を持ち、安心して、希望を持って社会生活が営めるよう、障がいのある人などのニーズを十分に踏まえながら、ノーマライゼーションの推進を図ります。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
障害者就労支援センターを通じて就労した人数	18 人	22 人

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害者就労支援センター事業の充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 心のバリアフリー化の推進

- ・ノーマライゼーションの理念の浸透を目指し、家族や地域の方を含む市民を対象とした各種講座などによる理解促進・啓発活動や、学校での福祉教育などを推進します。
- ・研修の実施を通して市職員の障がいのある人に対する理解をより一層促進し、全庁的にノーマライゼーションの理念に沿った施策を展開します。

(2) 就労の場の充実

- ・障害者就労支援センターが中心となり、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援及び就労の場の拡大を図ります。
- ・福祉共同作業所の在り方を見直し、在宅の心身障がい者に対する生活指導や作業訓練などの充実に努めます。
- ・一般就労の困難な重度障がいのある人の福祉的就労の場として、障害者福祉センターの生活介護の生産活動事業を充実するとともに、新たな就労の場について検討します。
- ・就労の困難な障がいのある人に対する民間通所事業への助成を充実します。また、特別支援学校卒業生などの就労の場を確保するため、関係機関との調整のもとに雇用促進対策などに取り組みます。

(3) 交流の促進

- ・障害者福祉センターを地域に開放し、市民との交流を深めます。
- ・関係機関と連携して障がいのある人向け講座などの学習事業を充実します。
- ・容易に参加できるスポーツ・レクリエーションを行い、家族や地域との交流の機会を拡大します。

施策 58 日常生活の支援

現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の中での生活を続けていくために、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスが必要不可欠です。

そのためには居住に関する施策の充実をはじめ、医療・リハビリ・在宅支援についてもきめ細かく対応する必要があります。

また、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策を講ずることが求められています。

施策の方向性

障がいのある人が尊厳を持ち、安心して、希望を持って社会生活が営めるよう、障がいのある人などのニーズを十分に踏まえながら、家族支援を含め、暮らしの保障・支援、教育・保育や障がい福祉サービスなどの充実により、日常生活を支援します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
在宅福祉サービス事業所数	37 か所	40 か所

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
サービス供給体制の充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1)暮らしの保障・支援サービスの充実

- ・障がい者福祉を総合的に推進する中心拠点として、障害者福祉センター事業を充実します。
- ・社会的な自立の保障に向け、所得の確保に努めます。
- ・ホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスを充実し、暮らしの援護を進めます。
- ・介護者の病気などにより、介護が一時的に困難な心身障がい者などが短期間入所するショートステイ事業を充実します。
- ・精神障がい者などが専任の世話人による日常的援助を受けながら、地域社会で共同生活を営むグループホームの運営・充実を支援します。
- ・障がい特性に応じた支援ができるような関係機関と連携したネットワーク体制を充実させます。

(2)教育・保育の充実

- ・機能回復、言語訓練などの実施により、教育の機会均等を推進します。
- ・障がい児保育の拡充、幼稚園への受入体制の整備、学童期における支援に努めます。

(3)サービス供給体制の充実

- ・在宅福祉サービス供給主体の多元化を進め、きめ細かいサービス供給を実現します。
- ・人材養成機関と連携し、市民ボランティアなどの人材養成、登録体制を整備します。
- ・NPOやボランティアなどの市民グループのネットワーク化を図るなど地域福祉活動を支援します。
- ・発達障害などの相談支援体制を確立し、周知を図るとともに、サービス供給体制の充実に努めます。

(4)自立支援サービスの充実

- ・精神障がいのある人の社会復帰、自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者地域生活支援センターにおける日常的な相談体制を確立し、地域交流活動を推進します。

施策 59 医療との連携

現況と課題

障がいのある人や家族にとって、健康を維持することは日常生活を送る上で最も大切なことです。そのためには、地域で適切な医療を受けられることが欠かせません。

障害者地域自立生活支援センターでは、障がいのある人や家族向けに、障がい別相談（ピアカウンセリング）を実施していますが、様々な相談内容に対応できるよう、体制整備も含め、更なる充実が求められています。

また、障害者手帳の所持者数は増加傾向にある中で、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の新たな障がいへの対応、障がいの重複、重度化に対する支援策確立が課題となっています。

さらに、意思決定の支援に配慮しつつ、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるように、必要な相談体制の充実を図ることも求められています。

施策の方向性

障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するに当たって、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
相談窓口の設置数	2 か所	維持

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
相談機能の充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 障がいの早期発見

- ・新生児の聴覚検査や訪問相談、乳幼児健康診査を通じ、発達障がいを含む障がいの早期発見に努めるとともに、在宅障がい児への支援体制の充実に努めます

(2) 相談機能の充実

- ・障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センターなどにおける、生活・福祉に関する相談事業を充実します。

施策 60 保健活動の充実

現況と課題

高齢化の進展やライフスタイルの変化とともに疾病構造が生活習慣病を中心としたものに変化している中で、市民一人ひとりが健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現していくためには、個人の主体的な健康づくりを社会全体で支援し、推進していく必要があります。

私たちの住む小金井市では、平成 24 年 3 月に健康増進計画を策定し、生活習慣の改善や各種検診の充実に取り組んでいますが、がん検診受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、更なる取組が必要です。食の観点からは平成 25 年 12 月に食育推進計画を改定し、「食に関する健全で豊かなライフスタイルを自ら選び、実践する力を育てるここと」を目指し、具体的な施策の推進を図っているところです。

母子保健の分野では、核家族化やプライバシーを重視する傾向により、地域において孤立化する家庭の育児不安の軽減・解消や児童虐待防止への取組が求められており、平成 27 年 3 月に策定したのびゆく子どもプラン 小金井に掲げられた母子保健事業の取組を着実に実施していく必要があります。

施策の方向性

高齢化社会の到来や疾病構造の変化に対応した健康づくりを推進するためには、疾病的予防と早期発見、適切な治療による重症化予防に重点を置き、市民へ健康に関する正しい情報を提供し、健康的な生活習慣の実践と継続を促す必要があります。

このことから、健康診査や各種検診、健康教室、食育などの各種事業を有機的に関連づけて実施していくとともに、保健・医療・福祉が連携してサービスの提供ができるよう、体制の整備を推進します。

また、母子保健の分野においては、妊娠、出産、育児に関する保護者の不安の軽減・解消を図ることによって、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指して関係機関等との連携を推進します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
がんの 75 歳未満年齢調整死亡率 ※1	男性 : 83.4 女性 : 62.7	男性 : 66.7 女性 : 50.2
65 歳健康寿命の延伸 ※2	男性 : 81.6 歳 女性 : 82.5 歳	延伸
乳幼児健康実態の把握率	3~4 か月児 1 歳 6 か月児 3 歳児 100%	維持

※1 年齢構成の異なる地域間で死亡率を比較する場合や、同一地域で死亡率の年次推移を見る場合に用いられる。75 歳未満年齢調整死亡率は、高齢化の影響を取り除くため「75 歳未満」としている。

※2 平成 25 年度実績

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
がん検診の充実	充実	→	→	→	→
特定健診等の充実	充実	→	→	→	→
乳幼児の健康診査等の充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 健康づくりの推進

- ・生活習慣病の予防と重症化予防のため、特定健診・保健指導、フォロー健診を充実します。
- ・がんの早期発見、早期治療を促すことによりがんによる死亡者数の減少を図るために、国の指針に基づくがん検診の充実に努めます。
- ・生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及及び健康的な生活習慣の実践と継続の促進を図るため、テーマ別の講習会や各種教室を充実します。

- ・歯と口腔の健康は、全身の健康と関連があることを踏まえ、関係機関等と連携し、乳児期から高齢期まで、歯の健康を保つための支援を行うとともに、80歳で20本以上の自分の歯を有する市民の増加を目指します。

(2) 母子保健事業の充実

- ・妊娠中の不安解消や地域における親同士の仲間づくりを支援するとともに、勤労妊婦やパートナーが参加しやすいよう事業の充実に努めます。
- ・妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流早産の防止並びに胎児の心身障がいの発生予防など母子の健康を守るため、妊婦健康診査の充実に努めます。
- ・新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を行い育児不安の軽減を図るとともに、虐待の予防及び早期発見のため乳児家庭全戸訪問事業の訪問率向上に努めます。
- ・健康診査・健康相談をとおして、乳幼児の心身の発達・発育状態の確認、疾病・異常の早期発見及び育児不安の解消に努めます。また、関係機関等と連携して未受診者の把握に努めます。

(3) 予防接種の充実

- ・医師会などと連携し、市民が予防接種を受けやすい体制の整備を推進し、利便性の向上に努めます。

(4) 食育の推進

- ・食育推進計画に基づき、関係機関等と連携し、食育の取り組みを充実していくとともに、市民自らの意思で行う健康的な食生活の実践や地域における食育活動などの支援に努めるとともに、P D C Aサイクルによる計画の推進を図ります。

施策 61 医療体制の充実

現況と課題

自然災害や新たな感染症の発生などの危機管理対策として、平成 26 年度には市内の病院で、実践を想定した医療救護訓練を実施したほか、新型インフルエンザ等行動計画を策定しました。今後、訓練の実施によって明らかになった課題や策定した計画に基づき関係機関等との更なる連携・協力体制の構築を推進していく必要があります。

また、総合的な保健サービス事業を行う施設である保健センターは、医療法に規定する診療所の許可を受けた施設となっており、災害時には保健医療の拠点として位置付けられています。市民が安全・快適に使用することができるよう計画的な修繕を推進していく必要があります。

休日診療、休日歯科診療については、誰もが安心して医療を受けることができるよう、関係医療機関との連携と協力体制の下、小児救急体制を含め、当該診療を実施するとともに、公立昭和病院の構成市として引き続き、地域医療体制の維持に努めます。

施策の方向性

医療救護訓練などを通じて、災害時や新型インフルエンザ等の発生時における医療機関等との連携・協力体制の構築を目指します。

また、誰もが安心して医療を受けることができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及や小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜診療体制を維持します。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
健康危機管理体制の構築	-	構築

主な事業

事業名	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
災害時等医療救護体制の整備	推進	→	→	→	→

主な取組

(1) 保健医療体制の充実

- ・(仮称) 新福祉会館の整備に伴い、市民が各種健康増進事業に参加しやすい環境の充実に努めます。
- ・地域の医療機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療・休日準夜診療体制を維持し、医療機関の情報提供などを充実します。
- ・医療機関と連携・協力の下、各種の保健・医療サービスを身近な地域で提供する、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図ります。
- ・地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医師会、薬剤師会などの関係機関との連携・協力体制を構築します。
- ・より質の高いサービスが提供できるよう保健所などと連携・協力し、保健師、歯科衛生士、管理栄養士など専門職の人材育成に努めます。

(2) 福祉との連携

- ・関係機関等と連携・協力し、保健・医療・福祉が連携したサービスを提供できる体制の整備を推進します。

施策 62 医療保障制度の充実

現況と課題

医療保障制度においては、市では国民健康保険制度と後期高齢者医療制度を運営しています。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核をなす制度です。しかしながら、加入者の高齢化、医療の高度化などにより、保険給付費は増大しています。制度の構造的な問題もあり、財政的に大変厳しい状況となっています。

また、国民健康保険制度は、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等について中心的な役割を行い、制度の安定化を図ることとなります。市区町村は、地域住民と直接顔が見える関係の中、保険税（料）の徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うものとなります。

後期高齢者医療制度では、都内全市区町村からなる東京都後期高齢者医療広域連合により運営され、国・都・市区町村の公費負担、医療保険者からの後期高齢者支援金と、加入者の保険料により、財政運営を行っています。

高齢者の医療費については、生活習慣病に起因する疾病が多いいため、市では、平成 20 年度から特定健康診査を実施しています。特定健康診査の受診率は多摩 26 市中 2 番目となっており、市民の方の高い健康意識が反映されています。また、特定健康診査の結果を受けて、疾病とその重症化予防のため、特定保健指導を実施しています。今後も市民の健康の増進を推進し、医療費の抑制に資するため、効果的・効率的な保健事業の実施が必要となります。

施策の方向性

国民皆保険制度を維持し、安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険制度の健全で安定した財政運営に努めます。

成果・活動指標

指標名	現状値	目標値
	平成 26 年	平成 32 年
特定健診の受診率	55.3%	60.0%

主な事業

事業名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定健診・保健指導の充実	充実	→	→	→	→

主な取組

(1) 医療保障制度・医療費助成制度の充実

- ・保険税・保険料の徴収率向上などの財源確保に努め、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の健全な運営を推進します。
- ・特定健診・保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の重症化予防に取り組むことで、市民の健康増進を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ・社会的・経済的条件にかかわらず、全ての市民が地域の中で、安心して医療を受けることができるよう、国や東京都に対し要望します。

